

車体の形状	構造要件	留意事項
高所作業車	<p>送・配電線、電話線等の高所又は橋梁等の下方に設置された施設等の補修工事等の作業を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 作業員等が乗る作業床及び当該作業床を上昇・下降させるための機構を有すること。 ただし、作業員等が乗る作業床の代わりに遠隔操作の作業装置を有する場合は、「作業床」は「作業装置」に読み替えるものとする。(以下本車体の形状において同じ。)</p> <p>2 作業員等が乗る部位は、十分な強度を有しており、かつ、作業員等がつかまる握り棒等の安全対策が施されていること。</p> <p>3 1の機構を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。</p> <p>4 高所作業を安定して行うため、アウトリガー等の安全設備を有すること。ただし、作業床が上昇及び降下のみする構造である場合にあっては、この限りでない。</p>	